

ユーロは「単一通貨」としての側面と「共通通貨」としての側面をもつ。ユーロによる単一金融政策は「単一通貨」の側面だが、その他の多くの分野 - ユーロの金融インフラ、ユーロ域における金融機関の健全性の監督、金融・資本市場、外国為替市場、財政政策、さらにユーロの安定性と密接に関連する雇用政策など - には、EU固有の分権制が採用され、自立している各国の諸制度をユーロが「つなぐ」方式をとっている。その意味は、共通の枠組み・ルールをEUとして（あるいはユーロ参加国として）形成することによって分権的な機構を統一的に動かし、ユーロの安定性につなげる、という意味である。国毎に形成されている制度をユーロによってつなぐ方式であり、ここではユーロは諸国の共通通貨としての性格を示す。この点は、アメリカのような既存の連邦制度とも大きく異なっており、ユーロの基本性格の一つとして重要と考えている。

たとえばユーロ決済制度であるTARGETを見よう。ユーロ各国の民間銀行は自国の中央銀行に口座をおいて相互の資金移転（「決済システム」）を運営しており、ユーロ導入以前となら変わらない（"domestic TARGET"）。だがそれら国民的決済システムはユーロによってつなわれ、中央銀行を介する資金移転によって一つの決済制度として機能している（"crossborder TARGET"）。その基礎には、各国の金融市場が並存し、それをつないでユーロ域で単一短期金利を実現している。しかしユーロ域の金融・資本市場はセグメントによっては今なお分断されており、公開市場操作におけるレポ取引の障害となっているし、ユーロの投資通貨としての機能もそれによって制約されていると考えられる。外為市場も法兰克福に集中したわけではなく、各国市場で取引が行われている。ユーロの安定を支える財政政策はユーロ各国が主権を持つが、マーストリヒト条約および「経済安定・成長協定」の規定によりEU各国が3%以上の「過度の赤字」を出さないように自発的に協調する形でユーロ安定を支える一つの制度として機能するものとされている。

このつなぐ方式は、EUが一つの国ではなく多くの国からなる国家連合であるという側面を反映しているし、経済学的には労働力がナショナルワイドでしか移動しないというEUの基本性格と絡み合っている。単一ではない制度をつなぐことで共通に運営し、あたかも単一であるかのように機能させようとしているのだが、その限界も明らかである。単一の制度にかなわない分野がある。ドイツに見られる「経済安定・成長協定」違反など、「つなぐ」方式の限界が見られる。今後を展望すると、金融・資本市場の分断は行動計画などによって徐々に単一化すると思われるが、政治統合が進まない限り是正されない分野も少なくないし、そもそもEUの本質であって是正の展望のないものまで、多様である。ユーロ研究においても単一の面だけでなく共通の面に常に注意を払う必要がある。